

# 創意工夫で経営を発展させたい方へ - 農業経営改善関係資金のご案内 -

## 分かりやすく使いやすい制度資金

「設備投資をしてコスト削減を実現したい、経営規模を拡大したい、新規作物を導入して収益アップを図りたいなど、いろいろな創意工夫で経営を発展させたい、もう少し資金があれば実現できるのに」こうした地域農業の担い手の皆様のご要望に応えるための「分かりやすく使いやすい制度資金」です。

どの資金でもよいから、有利な資金を利用したいという方は、日頃取引のある民間金融機関（農協、銀行、信金等）か、農林公庫に関係書類をご提出いただければ、関係融資機関が相互に連絡をとりあって融資審査をさせていただき、適切な資金をご融資いたします。

特定の制度資金のご利用を特に希望される方は、その意思を尊重いたしますので、希望される金融機関にお申し出ください。

## 資金の内容（各資金をセットで借りられる場合もあります。）

### 一般的な資金需要

#### A 農業近代化資金

農協等民間金融機関が融資する最も一般的な長期資金（機械、施設、長期運転資金）です。

償還期限 ... 15年以内

金利 ... 借入時の金利は金融情勢により変動します。

最新の金利は融資機関にご照会ください。

（参考：平成17年5月25日現在 認定農業者0.6~1.35% その他の担い手1.5%）

融資率 ... 認定農業者 100% その他の担い手 80%

基本的な融資限度額は個人1,800万円（法人2億円）です。

#### B 農林公庫資金

農協等民間金融機関では十分な対応ができない場合<sup>注</sup>に、農林公庫が融資する長期資金（農地、機械、施設、長期運転資金）です。

認定農業者 ... **スーパーL資金**

その他の担い手 ... **経営体育成強化資金**

償還期限 ... 25年以内

金利 ... 借入時の金利は金融情勢により変動します。

最新の金利は融資機関にご照会ください。

（参考：平成17年5月25日現在 認定農業者0.6~1.50% その他の担い手1.5%）

融資率 ... 認定農業者 100% その他の担い手 80%

基本的な融資限度額は個人1億5千万円（法人5億円）です。

注：償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいるなどの理由で、農協等が融通できない場合

**特別な資金需要** (新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合)

普及指導センターの認定が必要となります。  
チャレンジが成功し、その規模を拡大する場合は、A又はBをご利用ください。

**C 農業改良資金**

都道府県が直接貸付を行う直貸方式に加え、農協等民間金融機関からの転貸方式の制度もあります。

償還期限 ... 10年以内

金利 ... 無利子

融資率 ... 認定農業者 100%    その他の担い手 80%  
基本的な融資限度額は個人 1,800万円(法人 5,000万円)です。

このほか、認定農業者の方は、資金繰りの短期運転資金として、農協等民間金融機関が融資するスーパーS資金のご利用も可能です。

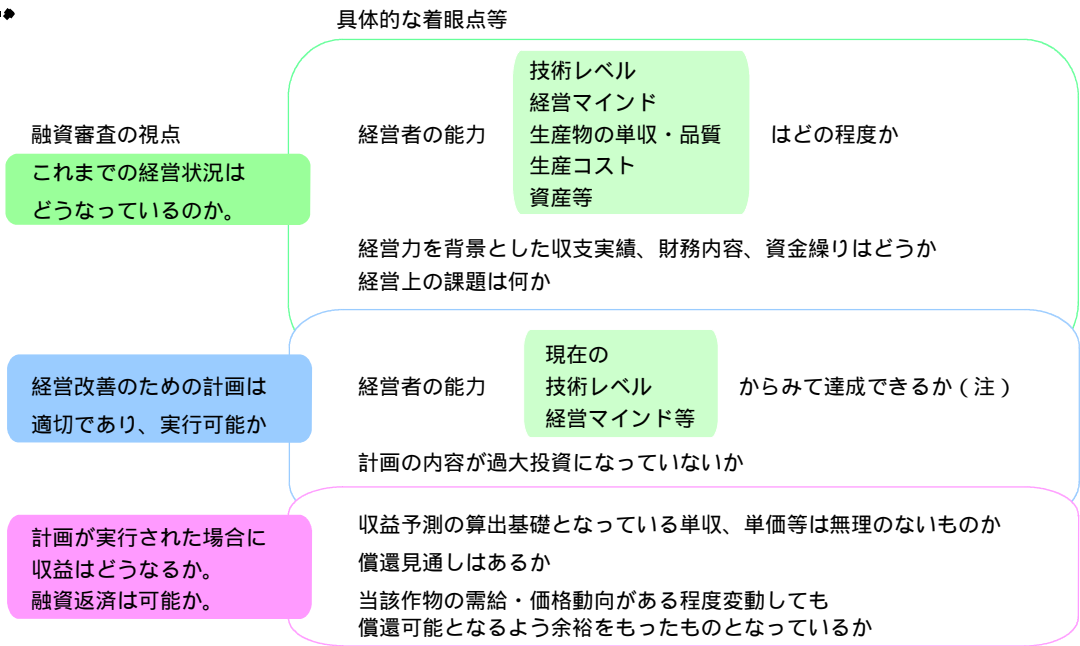
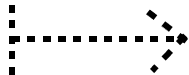
**融資審査の考え方**

1 地域農業の担い手として、  
農業経営を更に発展させていこうとする方にご融資いたします。

2 このため、  
これまでの経営状況はどうなっているのか  
経営改善のための計画は適切であり、実行可能か  
経営改善のための計画が実行されれば、融資の返済は可能か  
を審査いたしますので借入申込希望書と一緒に経営改善資金計画書を提出していただきます。

3 経営改善資金計画は、農業経営者として自らの経営状況を正確に把握し計画的に改善していただくため、ご自分で作成することが原則ですが、必要があれば、普及指導センター、市町村等がお手伝いいたします。

4 審査の結果、経営改善資金計画の達成や融資の返済の可能性に疑問があるとされた場合は、経営能力等の向上に努めていただき、1年後に再度判断することといたします。



(注) 経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めていただき、1年後に再度判断することといたします。

## 債権保全の考え方

- 1 物的担保と農業信用基金協会の保証を基本とします。保証人は、法人の場合に役員が保証人になるなど、実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、不要とすることを原則とします。
- 2 担保物件の評価は、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行います。
- 3 融資審査をクリアした担い手については、各資金ごとに、認定農業者 1,800 万円（法人 3,600 万円）、その他の農業者 1,500 万円（法人 3,000 万円）まで、融資対象物件以外の担保や、第 3 者保証人の提供がなくても、農業信用基金協会の保証を受けられます。
- 4 以上の債権保全措置で融資額全額がカバーできない場合でも、経営能力等からみて経営改善資金計画の達成・融資返済が **确实** と考えられる時は、ご融資いたします。

## 審査に要する期間

申込みから原則 **1 か月半** で、ご融資できるかどうか判断いたします。  
特別の事情により遅れる場合には、その時点で状況をご説明いたします。

## ご融資後のフォロー

経営改善資金計画の実行が確実に進むよう、必要に応じ、融資機関が中心となって、関係機関とも連絡・協調してお手伝いいたします。

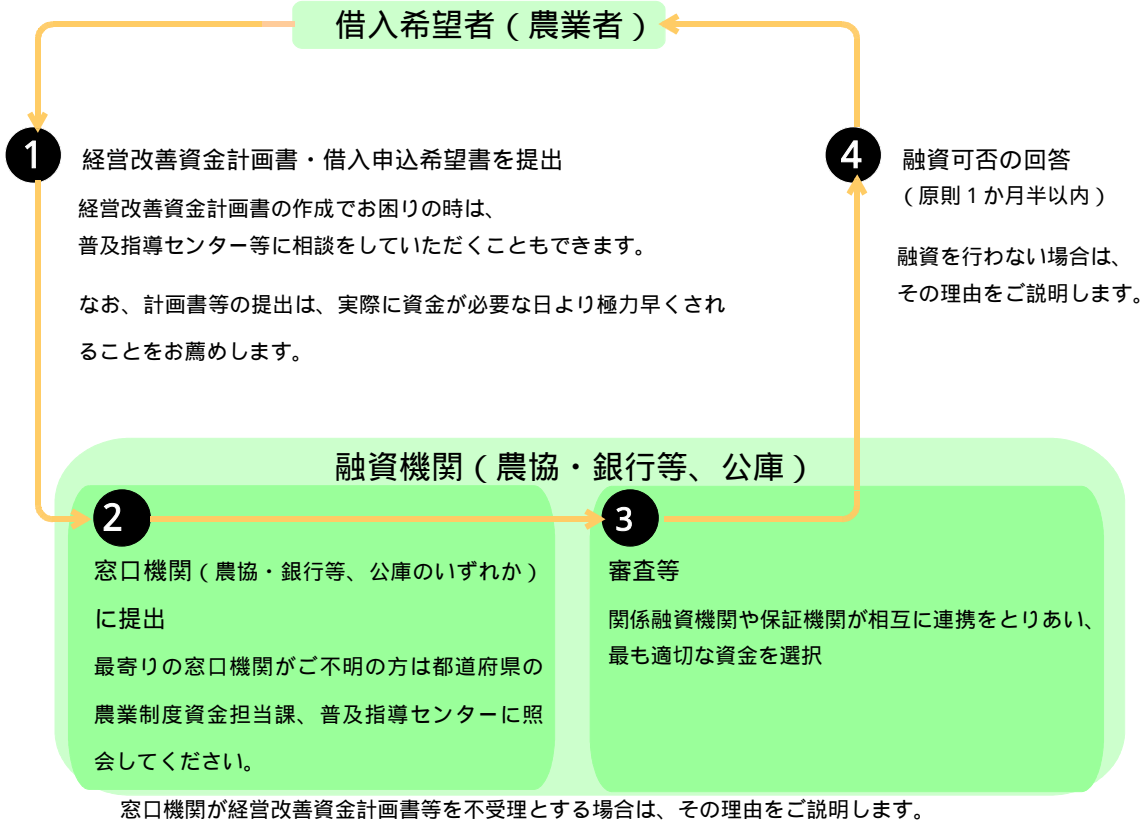
このため、原則として

**毎年、経営状況を融資機関に報告**

していただきます。



# 各種経営改善資金の借入手続



こちらをクリックしていただきますと、経営改善資金計画書の様式例をご覧いただけます。



## ご相談先

農協・信農連・農林公庫等の融資機関、普及指導センター、市町村及び担い手育成総合支援協議会でご相談に応じます。  
なお、経営改善資金計画書を窓口機関が受理しない場合にも、相談できます。

### ご相談窓口

以上の資金につきまして、ご質問、トラブル等がありましたら、下記にご連絡ください。

農林水産省 経営局 金融調整課 企画調査班 杉本・堺・加藤  
Tel 03-3502-8111 代表（内線 4375 又は 4377）